

令和 7 年 2 月

遊佐町農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日程 令和 7 年 2 月 21 日（金） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 15 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項 2 解約について
 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
 報告事項 4 賃借料変更通知書の受理について
 報告事項 5 農用地利用集積等促進計画の取下げについて
 議 第 37 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 議 第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について
 議 第 39 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

4. 出席委員 (15 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史			7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小 野 寺 一 博	10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 弘	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、菅原恵里係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の2月定例会を開催させていただきます。初めに、本日の出欠の状況報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3番榊原一男委員	本日の出欠状況を報告いたします。 出席委員 15名で過半数以上が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では10番高橋茂央委員と11番高橋晃弘委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名します。 それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	ご説明いたします。 報告事項1、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。合計8件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 続きまして、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知受理について。各案件で当事者間での希望により解約を行うものとなっております。また、それぞれに関連する所有権移転と貸借の案件がございますので、後ほど説明いたします。 報告事項3、賃借料の変更通知書の受理について。単価を議案書のとおりに変更するものです。詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 事務局からは以上です。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。 (15番齋藤勝広会長代理が挙手し、議長が指名する)

15 番 齋藤勝広会長代理	2 月 14 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 40 号、41 号、42 号、43 号について審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 40 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 それでは、各案件の説明に入ります。 番号 12、計 1 筆、4,461 m²、総額 446,100 円。 この案件は現地調査を前川一城委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 申請地は譲受人自宅の目の前になります。この場所は譲渡人が今まで転作で大豆を作っていた場所のようで、家から遠く管理が大変なため手放せればと思っていたところ、譲受人から田を売ってもらいたいと相談を受けていたこともあり、今回合意となったようです。 事務局からは以上です。
議長	それでは、番号 12 について、13 番 前川一城委員より現地調査の報告をお願いします。 (13 番 前川一城委員が挙手し、議長が指名する。)
12 番 前川一城委員	はい、報告します。2 月 11 日に現地調査を行いました。 申請地は譲渡人が転作用で買った田ということで、長年、自ら大豆を作付けしていました。譲渡人もだんだん高齢になり後継者もおらず、家から遠いため管理が厳しくなっていたところでした。2 年前に譲受人から田を売ってほしいと話をもちかけたようです。申請地周辺では田を買って拡大しようという人はほとんどいないので、譲受人に買ってもらって耕作してもらおうということで問題ないと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 41 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)

事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
	補足説明申し上げます。審査基準書は2ページをご覧ください。 農地法第3条による賃貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。番号4～12今回申請の案件は齋藤勝広委員に場所の選定にご協力いただき、現地調査もお願いしていただきましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 今回、申請の案件の借人はすべて同一人です。 全案件で期間は4/1から3年間、賃料は20,000円/10aとなります。 番号4以外の所有者は町外の方となっておりますので、地番等の詳細と併せて議案書をご確認ください。また、それぞれの場所については審査基準書をご確認ください。 申請にあたって、年明け前から借人から畑を借りたいと事務局に相談があり、あっせん依頼のあった場所や齋藤委員から紹介していただいた場所の他に、借人が現地を見て空いている場所を探し、その所有者に事務局で連絡を取るなどして貸借で合意となりました。 事務局からは以上です。
議長	それでは、番号4～12について、15番 齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いします。 (15番 齋藤勝広委員が挙手し、議長が指名する。)
15番 齋藤勝広委員	はい、今回申請の借人の件は以前から畑を探していてここはどうか、あそこはどうかと私も何度か現地を見に行っていました。その時は何年も使われていないようで草も生えていましたが、雪がなくなった頃に見に行ったらきれいにトラクターで耕起され、堆肥も置かれていました。これはやる気だなという感じに見てきましたけども、土地は遊佐町ですが耕作者も所有者も町外ということで、私もどのようにしたらよいか迷っているうちに、借人を知っているという方に会いまして詳しい話を聞きました。元々は農協職員だったということで、退職して農家をやりたいと畑を探していたようでした。現在借りている畑も設備もちゃんとしていて、年齢も若くまだまだバリバリやるような感じでしたので借人は問題ないと思います。 貸人の方たちには電話で話を聞きました。皆さん高齢化で作れないということですが、作れなくても灌漑組合費を納めないといけないので、作ってくれる人がいるならありがたいということで、皆さん了解してくれたようです。私が見る限りでは問題ないかと思います。以上です。
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第42号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に

議長	ついて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は7ページをご覧ください。 農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 番号8、計26筆、10,002㎡。 今回申請の案件は令和7年3月23日で契約が満了するものを再設定する案件になりますので、詳細については議案書をご確認ください。事務局からの説明は以上です。
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に議第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転が5件、(2) 利用権設定が50件、(3) 利用権移転がなしとなっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 (1) 所有権移転について案件ごとに説明いたします。 審査基準書は5ページからご覧ください 番号26、計1筆、7,512㎡、総額2,629,200円。 この案件は高橋正樹委員に現地調査をお願いしていただきましたので、調査結果を後ほど報告をお願いいたします。 この案件は譲渡人から事務局に売買の相談があり、本人の事情から年内での所有権移転を希望していましたが、登記事項に抵当権があり、譲受人が取得後に法人に預ける手続きの関係で2月総会への上程となりました。 番号27、計1筆、485㎡、総額242,500円。 こちらの案件は大谷浩夫委員に現地調査をお願いしていましたが、本日は欠席のため調査結果も合わせて説明いたします。 この案件は現在、譲受人が耕作している場所をそのまま取得するものです。

事務局	基盤整備の関係で、整備後に譲受人の田の一部に組み込まれるような形になるようで、譲受人から譲ってくれないかとお願いをし、売買で合意したようです。申請地は基盤整備の関係で取得と同時に中間管理機構へ貸し出しとなり、関連する案件について後ほど説明いたします。 また、譲受人が田を取得することについては問題ないとのことでした。番号 28、計 1 筆、1,716 m²、総額 100,000 円。 この案件は現地調査を高橋敬委員にお願いしていましたので、調査結果を後ほど報告お願いいたします。 この案件は譲受人が耕作している場所をそのまま取得するもので、申請前に譲受人から事務局に相談があり、当初は贈与でと話があったようですが、譲受人がタダでもらうことはできないと金額を付けた形で合意したものです。 また、譲渡人が田を処分したいという意向で、長年耕作をお願いしている譲受人になら信頼してお願いできるということも手続きの過程でお話がありました。 番号 29、計 1 筆、1,423 m²、総額 248,600 円。 この案件は高橋茂央委員に現地調査をお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 この案件は所有者からお願いで、現在耕作している場所の売買で合意となったものです。 番号 30、計 1 筆、404 m²、総額 150,000 円。 この案件は佐藤会長に現地調査をお願いしていましたので、後ほど調査結果の報告をお願いいたします。 この案件は、年明け前から事務局に田を処分したい譲渡人と譲受人から相談がありました。 譲渡人は先月総会で別の方とも売買しており、先月の案件と同時に申請となっていました。こちらについては譲受人がライスファーム北部の構成員になっているため、中間管理機構の手続きに合わせる形で 2 月総会となりました。 (2) 利用権設定について 今回申請のあった番号 130～179 の 50 件になります。各案件の詳細については議案書をご確認ください。審査基準書は 8 ページからご覧ください。新規設定の案件について個別に説明いたします。 番号 138、先ほど説明した売買案件に関連して、譲受人が取得した場所を基盤整備の事情で中間管理機構を通して本人に貸借するものです。 番号 150、貸人が所有する他の野沢の田を借人が貸借しており、現在契約していない場所を追加で貸借するものです。 番号 172、こちらは先ほど売買で説明した、貸人が取得した土地を法人に貸付けるものです。 番号 178、これは報告事項 2 で解約した場所を、新たな耕作者として法人に貸付けるものです。 番号 179、こちらも先ほど売買で貸人が取得した場所を法人に貸付けるものです。 また、中間管理機構を通して契約する案件は、地図は省略しております。事務局からは以上です。
-----	---

議長	それでは、(1) 番号 26 について、7 番 高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。 (7 番 高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する。)
7 番 高橋正樹委員	はい、報告いたします。審査基準の 5 ページをご覧ください。 昨年まで譲受人が水稻を作付けしていた田です。譲渡人と譲受人、私を含めて農業委員会の窓口で話をしました。私が行ったときにはほとんど話は固まっており、金額が少し安かったので改めて相場の話をしたところ、譲受人からこれ以上高いと難しいと話があり、譲渡人からはこの金額で良いのでぜひ買ってもらいたいという話でしたので、致し方なしと思ったところでした。 譲受人は過去にも数度、譲渡人の田を購入しており、きれいに管理もしていますので問題ないと思います。以上です。
議長	次に、(1) 番号 28 について、4 番 高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
4 番 高橋敬委員	はい、報告いたします。審査基準書は 6 ページの下段です。 先ほどの事務局の説明のとおり、譲渡人が以前から譲受人に委託している田ということで 20 数年になるよと聞いていました。譲渡人が元気なうちに農地を処分したいということで、当初、贈与で良いので譲受人でもらってほしいという話になったようですが、譲受人がタダではもらえないと、しかし、相場の金額ほどは出せないということで総額 10 万円の売買に落ち着いたという内容のようでした。1 等地ということで私たちから見れば相場をかなり下回る金額ですけども、当初の贈与の話を考慮するとやむを得ない価格と判断しました。 譲受人は 70 代半ばと聞いています。まだまだ元気で地域でも大規模農家で管理もきちんとしています。この田も雪で見えませんでしたけども、耕作していた時も、目の前を何度も通って見ていまして非常にきれいに管理されています。特に問題なしとして許可相当だと思います。以上です。
議長	次に、(1) 番号 29 について、10 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。
10 番 高橋茂央委員	はい、報告いたします。審査基準書は 7 ページの上の地図になります。 2 月 8 日に譲渡人と譲受人にそれぞれ電話で話を聞きました。 譲渡人は申請地に大豆を作付けしていたようです。草刈りなど管理も譲渡人が行っていましたが、高齢になり、圃場進入路が急で機械の乗り入れも難しいため、2 年前から譲受人が耕作していたようです。今回、譲渡人から売買の話を持ちかけ、合意したようです。 これから基盤整備が入り、譲受人の耕作地と隣接する形で集積される予定のようです。 また、現在は米を作付けしているそうで、今後も米を作付けするということでした。譲受人は管理もしっかり行う方なので許可相当だと思います。以上です。
議長	最後に、(1) 番号 30 について、私より現地調査の報告をいたします。 審査基準書の 7 ページ下の地図をご確認ください。 現地は地図で赤くなっている場所の周りを含めての一部となっている場所です。 譲渡人は先月別の案件でも売買していて、この案件も同時にしたいとい

議長	うことでしたが、法人に貸付ける関係で今月となりました。所有権移転も問題ないと思います。以上です。 はじめに（2）番号 156～158 について審議いたします。 この案件は 15 番 齋藤勝広委員に関する案件ですので齋藤委員は一時退席願います。
	（15 番 齋藤委員 一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。 （質問・意見なし） 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。齋藤委員は着席願います。
	（15 番 齋藤委員 着席）
議長	次に（2）番号 172 について審議いたします。 この案件は 3 番 榊原一男委員と 7 番 高橋正樹委員に関する案件ですので榊原委員と高橋委員は一時退席願います。
	（3 番 榊原委員、7 番 高橋委員 一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。 （質問・意見なし） 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。榊原委員と高橋委員は着席願います。
	（3 番 榊原委員、7 番 高橋委員 着席）
議長	次に（2）番号 178 について審議いたします。 この案件は 4 番 高橋敬委員と 8 番 石垣建委員に関する案件ですので高橋委員と石垣委員は一時退席願います。
	（4 番 高橋委員、8 番 石垣委員 一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。 （質問・意見なし） 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。高橋委員と石垣委員は着席願います。
	（4 番 高橋委員、8 番 石垣委員 着席）

議長	続きまして、(2) 番号 179 について審議いたします。 この件は 11 番高橋晃弘委員と私に関する案件ですので、会長代理の齋藤委員に議長を交代します。
	(議長を齋藤委員と交代)
議長 (齋藤委員)	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、高橋委員と佐藤会長は一時退席願います。
	(高橋晃弘委員、佐藤会長 一時退席)
議長 (齋藤委員)	それでは (2) 番号 179 について審議いたします。 何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。(2) 番号 179 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。高橋委員、佐藤会長は着席願います。
	(高橋委員、佐藤会長着席)
議長 (齋藤委員)	それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。
議長	最後に、先ほど審議いただいた案件以外について、事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし)。 ないようですので、(2) 番号 156～158、172、178、179 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に、議第 44 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 この案件は、中間管理機構に預けている出し手の契約は解約せず、受け手のみを変更するものになります。 それでは個別に説明いたします。総会議案書の 36 ページをご覧ください。 1 番と 2 番は関連する案件になります。どちらも法人の構成員が耕作していましたが、新耕作者としてそれぞれ受け手を変更するものです。説明は以上です。
議長	この案件は 3 番 榊原一男委員と 7 番 高橋正樹委員に関する案件ですので榊原委員と高橋委員は一時退席願います。
	(3 番 榊原委員、7 番 高橋委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし)

議長	無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。榊原委員と高橋委員は着席願います。
	(3 番 榊原委員、7 番 高橋委員 着席)
議長	次に、議第 45 号 令和 6 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。議案書は 38 ページをご覧ください。 令和 6 年遊佐町実勢賃借料情報(案)でございます。農地法第 52 条に基づき毎年公表するものです。 令和 6 年 1 月から 12 月までの間に締結された賃貸借における賃借料水準(10 a あたり)は、以下のとおりとなっております。 農地区分毎の水稻及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 45 号について、原案のとおり認定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 45 号 令和 6 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に決定いたします。 次に、議第 46 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。議案書の 40 ページをご覧ください。 2 月 7 日に農政専門部会を開催して、部会員の皆様からご検討いただき提案するものです。 まず、労働賃金ですが、令和 7 年度遊佐町農作業基準賃金(案)の 7 ページをご覧ください。酒田市の令和 7 年度の労働賃金と山形県の最低賃金を参考にして、50 円の増となっております。 次に機械作業料金ですが、R7 試算額を中程に載せております。試算の詳細についてはご覧の遊佐町農作業基準賃金(案)の 1 ページから 6 ページ

事務局	でご確認いただければと思います。 機械の購入価格については、自走式草刈機の金額を今年度更新しております。また、燃料費については、ガソリン、軽油とも前年度より約 6 円増で計算しております。 資材や燃料費等の値上がりにより、前年度より引上げ項目が多くなりました。事務局で試算した金額をもとに作業項目ごと検討し、40 ページの案のとおり農政専門部会では話し合われました。 なお、高橋専門部会長から補足などありましたらお願いできればと思います。以上です。
議長	それでは、4 番高橋農政専門部会長より、補足ありましたらお願いいたします。 (4 番 高橋敬委員が挙手し、議長が指名する。)
4 番 高橋敬農政部会長	はい。2 月 7 日に専門部会を開催しまして、協議をいたしました。 燃油関係は現状の価格を見ると少し安いのかなと感じますが、軽油については免税分を除いた金額ということで決めさせていただきました。専門部会では周辺市町も参考にしながら協議し、今出ている金額では不足の部分もあるかと思いますが、基準の賃金ということで提案するものですのでこの程度でよろしいのかなと考え提案させていただきました。以上です。
	それでは、ただいまの事務局からの議案説明と高橋農政専門部会長からの説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 46 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、原案のとおり設定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 46 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について原案のとおり設定する事に決定いたします。 次に、議第 47 号 遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。 これまで、1 等級の田で 21,000 円、19,000 円、17,000 円、15,000 円、10,000 円と据置の期間もありながら減額となってきました。現在の 10,000 円は、月光川土地改良区の基盤整備の償還金等の終了を踏まえて令和 5 年度に議決されたものです。 7 日の農政専門部会では、昨年度大きく見直したため今年度は据置ということで話がまとまりました。 決定しましたら、実勢賃借料や作業賃金と併せ、3 月 15 日発行の広報のお知らせ号に折込する予定です。その原稿もお配りしておりますのでご覧ください。

事務局	高橋農政専門部会長より補足がありましたらよろしく願いいたします。以上です。
議長	それでは、4 番高橋農政専門部会長より補足説明をお願いします。 (4 番 高橋敬委員が挙手し、議長が指名する。)
4 番 高橋敬農政部会長	はい。今回、賃借料については変更しなくてもよいのではということで、昨年大幅に変えた経過もありますので今年は据え置きということで提案させていただきます。以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局からの議案説明と高橋農政専門部会長からの補足説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 47 号 遊佐町参考賃借料について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 47 号 遊佐町参考賃借料について原案のとおり決定いたします。 最後に、議第 48 号 地域計画の策定について、議事に入る前に、担当の産業課農業振興係の伊藤係長より説明をお願いします。
産業課農業振興係 伊藤係長	(地域計画策定について内容説明。)
議長	ありがとうございました。それでは事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、何かご意見等ございますか。 (質問、意見なし) 無いようですのでお諮りします。 議第 48 号の議案について、異存なしと回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 48 号 地域計画の策定について、異存なしと意見を付けて遊佐町長に回答することに決定いたします。 予定されていた議事は以上ですが、その他、何かございますか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで 2 月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。